

I 計画策定の考え方

1 策定の趣旨、位置づけ

- 子ども・若者・子育て家庭に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくため、なごや子ども条例第20条に基づく「子どもに関する総合的な計画」として策定します。
- 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村における子どもの貧困対策についての計画」を包含した計画として策定します。
- 次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」として位置づけます。
- 子ども・若者育成支援推進法の趣旨を踏まえます。
- 名古屋市総合計画やその他の関連する各施策分野の個別計画と整合をはかり、子ども・若者・子育て家庭の支援に関する施策・事業を実施・推進します。

2 計画の期間

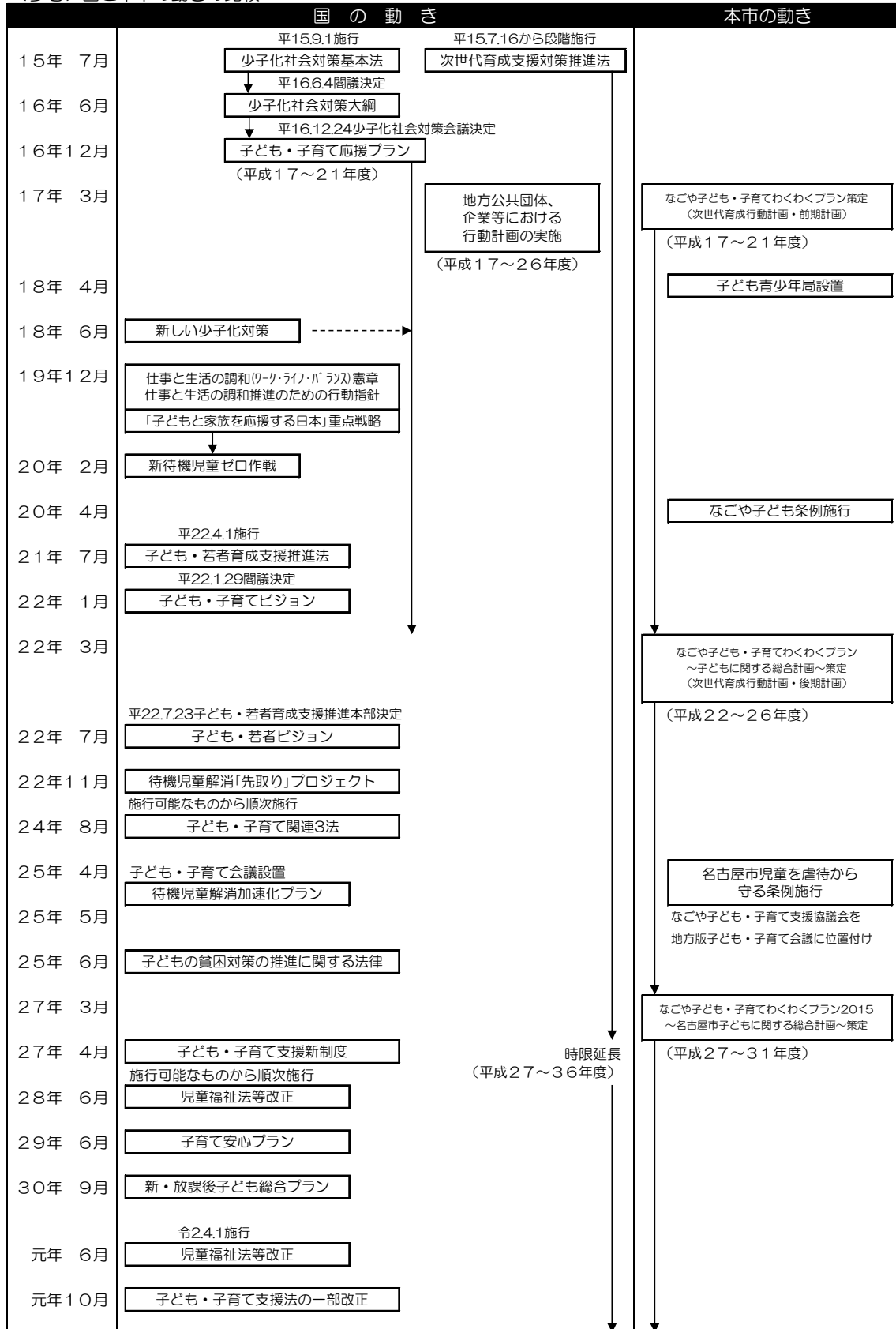
令和2年度から令和6年度までの5年間

3 計画の対象

すべての子ども・若者・子育て家庭とそれを支える社会

子育て家庭は「養育者、里親等を含む子どもを養育している家庭」、社会は「社会全体と社会を構成するあらゆる団体(市、地域住民等、学校等関係者、事業者等)」を指します。

<参考>国と本市の動きの比較



国と本市の動きの比較

4 計画の基本的な視点

次の視点を踏まえて施策・事業を組み立てるとともに、施策の推進・事業の実施に際しても、この考え方を重視しながら進めていきます。

(1) 子どもの最善の利益を重視し、権利を保障する視点

子どもは、生まれながらにして一人ひとりかけがえのない存在であり、権利を持つ主体です。なごや子ども条例において、「安全に安心して生きる権利」「一人一人が尊重される権利」「豊かに育つ権利」「主体的に参加する権利」は、特に大切なものとして保障されなければならないとされています。

あらゆる場面で、こうした子どもの権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの最善の利益を重視するという視点を持ち、すべての施策・事業を推進していきます。

(2) 当事者参画の視点

子どもは、自分たちに関わることについて主体的に参加することを通じて、当事者意識を高め、自分たちを取り巻く社会に関わり、他者と共生し、自立した大人へと成長していきます。子どもが意見を表明する機会を与えられること、子どもの意見が尊重されること、子どもが意見を表明するために必要な情報の提供を受けられることといった「主体的に参加する権利」の保障につとめます。

子どもを含めた市民の意見を反映することができるよう、当事者参画を促し、多様化するニーズを捉え、より個別の状況に応じた支援を充実させていきます。

(3) さまざまな困難の予防、早期発見・早期対応の視点と、一人ひとりの発達に応じた支援の視点

すべての子どもや親が支援の対象となる出産・育ち・教育の場において、切れ目のない支援を行うことで、困難の未然防止につとめます。それぞれのライフステージの移行期において困難が生じることもあるため、継続的な支援に留意します。

困難を発見できる体制を整え、引き起こす要因に注目して早期に対応するとともに、起きてしまった困難に対して迅速に対応し、拡大、悪化、再発の予防に取り組みます。

子ども自身がどのように生きていくかを考える上で、子どもの権利意識を醸成していくことは欠かせない視点であり、できるだけ早い段階から子ども一人ひとりの発達を見据えて支援を行う開発的支援に取り組んでいきます。開発的支援と予防により、子どもの人生全般の支援を進めていきます。

(4) 支援を必要とする対象につながるための情報提供やアウトリーチの視点

子ども・若者・子育て家庭が、それぞれ必要とする情報を得られるよう、情報提供の時期や方法などを工夫します。特に、困難を有する子ども・若者・子育て家庭は、孤立しがちで情報に接する機会が少ないことや時間的な余裕がないことなどから、自ら支援の場に出向くことができない場合があることに留意する必要があります。支援する側が積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかける（アウトリーチする）ことにより、対象者につながり、実効性ある支援がなされるようつとめます。

(5) 名古屋市の資源や相談・支援ネットワークの活用・充実をはかる視点

多様化・複雑化する問題に対応していくため、量的拡充をはかるとともに、専門職の安定的な配置と研修の充実等により、質的な水準の引き上げに取り組みます。

地域における見守りや助け合いが求められており、子ども・若者・子育て家庭への支援に地域コミュニティの力を活用できるような仕組みづくりにつとめます。

さらに、それぞれの分野ごとの縦割りの対応を克服し、相談・支援の機関や組織を横につなぎ、包括的な相談・支援ネットワークの強化をはかるなど、本市の社会資源をより効果的に活用するための仕組みづくりを進めていきます。

5 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年から令和12年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）、169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、国として積極的に取り組んでいくこととされています。

本計画においても、SDGsの理念に基づき、各施策・事業を進めます。

SDGsの17の目標



本計画に関連する主なSDGsの目標

1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	12 つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
4 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	17 パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化